

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年10月14日

文京区議会議長 田中 としかね

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
法務大臣	古川	禎久	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様

ヤングケアラー支援の体制強化を求める意見書

近年、「家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども」いわゆるヤングケアラーの存在が問題視され、ヤングケアラーの育ちや教育への支援を求める声が高まっています。

そのような世論の後押しを受け、国は2020年度末に全国調査を実施し、中学2年生の実に5.7%（17人に1人）、全日制高校生の4.1%（24人に1人）がヤングケアラーである実態が判明しました。

このような子どもたちを取り巻く深刻な状況から、国はヤングケアラーの支援について取り組むことを表明し、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが、2021年5月17日に支援策を報告書に取りまとめました。この報告では、早期発見・把握、悩み相談支援、関係機関連携支援、教育現場への支援、適切な福祉サービス等の運用の支援、幼い兄弟をケアするヤングケアラー支援、社会的認知度の向上等に取り組むべきことが指摘されています。

さらに、政府の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」においても初めてヤングケアラーが取り上げられ、今年度中に小学生対象の実態調査も予定するなど、支援に向けて動き始めています。

しかし、実際の支援については、国と自治体との連携が不可欠であり、支援団体等が求める家族全体を考えた経済的支援の仕組み等も整えていかなければなりません。そのためには、イギリスのケアラー支援法のように、包括的な対策を義務付ける法整備が必要です。

よって、ヤングケアラー支援強化に向け、文京区議会は政府及び国会に対し、地方自治法第99条の規定により、下記の事項に取り組むよう要望します。

記

- 1 ヤングケアラー支援に関する国、都道府県、市区町村、事業者及び関係機関の役割を明確化し、相互連携の仕組みを構築すること。
- 2 ヤングケアラー支援の窓口を基礎自治体に置くこととし、周知啓発活動や研修等を含めた必要な支援が適切に推進できるよう国において財政措置を講ずること。
- 3 ヤングケアラーの地域での現状把握がより正確に行えるよう、自治体の実態把握を支援すること。

令和3年10月14日

文京区議会議長 田中 としかね

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	金子	恭之	様
文部科学大臣	末松	信介	様
厚生労働大臣	後藤	茂之	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様